

**令和6年度沖縄県盛土規制法に基づく基礎調査業務委託（規制区域指定）  
特記仕様書**

## **第1章 総則**

### **第1条 適用**

- (1) 本特記仕様書は、沖縄県が行う「令和6年度沖縄県盛土規制法に基づく基礎調査業務委託（規制区域指定）」（以下「本業務」という）に適用する。
- (2) 本業務は、本特記仕様書によるほか、委託契約書、共通仕様書に基づき実施するものとする。
- (3) 本業務着手前に本特記仕様書を十分理解し、調査職員と十分打合せを行い、疑義が生じた場合は速やかに調査職員と協議し、その指示を受けなければならない。

### **第2条 業務目的**

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害を受け、盛土等による災害から国民の生命・財産を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）」が令和5年5月に施行された。

盛土規制法では、都道府県知事が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定することや、規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事の許可の対象にすること等が新たに定められている。

本業務は、盛土規制法第4条に基づく基礎調査（規制区域指定）を実施するもので、地域の地形や土地利用状況等を調査し、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の候補となる区域の設定や規制区域指定後の許可業務に活用するための資料を作成することを目的とする。

### **第3条 履行場所**

本業務の対象区域は、沖縄県内全域（那覇市の区域を除く）2,241 km<sup>2</sup>とする。

### **第4条 履行期間**

本業務の履行期間は、契約締結日から令和7年3月25日までとする。

### **第5条 準拠法令等**

本業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、次の各種法令及び規則等に準拠して実施する。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」）

- (2) 都市計画法
- (3) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- (4) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）
- (5) 農業振興地域整備法（昭和 44 年法律第 58 号）
- (6) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）
- (7) 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- (8) 砂防法
- (9) 地すべり等防止法
- (10) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- (11) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (12) 盛土規制法 盛土等防災マニュアル
- (13) 盛土規制法 盛土等防災マニュアルの考え方
- (14) 盛土規制法 基本方針（令和 5 年 5 月農林水産省・国土交通省）
- (15) 盛土規制法 基礎調査実施要領（規制区域指定編）（令和 5 年 5 月国土交通省）
- (16) 盛土規制法 基礎調査実施要領（規制区域指定編）の解説（令和 5 年 5 月国土交通省）
- (17) 盛土規制法 宅地造成防災区域指定要領
- (18) 盛土規制法 基礎調査実施要領（既存盛土調査編）（国土交通省）
- (19) 盛土等の安全対策推進ガイドライン（国土交通省）
- (20) 盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省）
- (21) 不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン
- (22) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (23) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）
- (24) 沖縄県県土保全条例
- (25) その他関係法令及び規則等

**【盛土規制法に係る各種法令及び規則等の参考 URL】**

・国土交通省

「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）について

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>

・農林水産省「盛土等の安全対策」

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/morido/morido.html>

・林野庁「盛土等の安全対策」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/morido.html>

ただし、国の公表資料の内容に修正等があった場合、その適用について都度、発注者と協議するものとする。

## 第6条 業務計画書等の提出

(1)受託者は、本業務の着手にあたり業務着手届、工程表、管理技術者及び照査技術者届、業務計画書等を業務着手前に提出するものとする。

### (2)関連業務との連携について

本業務の実施に当たっては、同時期に沖縄県内で実施予定の以下の基礎調査業務の発注者、受注者と緊密に連携し、調査方法及びデータ型式等の整合を図るものとする。

また、本業務におけるデータはGIS上で作成及び管理するものとし、受発注者相互のデータ送受信や資料作成等もGISデータを必要に応じて利用することを基本とする。

## 関連業務

- ・(仮称)沖縄県盛土規制法に基づく基礎調査業務委託(既存盛土調査)
- ・(仮称)那覇市盛土規制法に基づく基礎調査業務委託

## 第7条 管理技術者、照査技術者

(1)管理技術者及び照査技術者は、次のいずれかの資格を有する者とする。

- ・技術士(総合技術監理部門(選択科目「建設-河川砂防及び海岸・海洋」、「建設-都市及び地方計画」、「建設-土質及び基礎」又は「応用理学-地質」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・技術士(建設部門:「河川、砂防及び海岸・海洋」、「都市及び地方計画」、「土質及び基礎」又は応用理学部門「地質」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・RCCM(「河川、砂防及び海岸・海洋」、「都市計画及び地方計画」、「土質及び基礎」又は「地質」)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

## 第8条 技術者の選任

受注者は、本業務の内容について十分熟知した高度の技術を有する者を選任し、作業にあたらせるものとする。

## 第2章 業務内容

### 第9条 概要

本業務の業務概要は以下のとおりとする。

- (1)計画準備・業務計画書の作成
- (2)資料収集・整理
- (3)規制区域の候補となる区域の抽出
- (4)現地調査及び現場調査支援
- (5)規制区域の候補となる区域図等の作成

- (6) 関係市町村等への意見照会
- (7) 総合検討・報告書作成
- (8) 打合せ協議

## 第10条 業務内容

### (1) 計画準備・業務計画書の作成

受注者は、本業務の目的を十分に把握し、業務内容を理解するとともに、調査概要、実施方針、業務工程、組織計画、打合せ計画等を内容とする業務計画書を作成し、提出のうえ承認を受けるものとする。

### (2) 資料収集・整理

受注者は、次に掲げる資料を発注者及び公開データから収集し、本業務で有効利用するため、可能な限り精度の高いデータを活用することとし、必要に応じて適切に収集と整理を行うものとする。

また、他都道府県の盛土規制法における規制区域指定の考え方事例を収集整理した上で、盛土規制法に関連する関係各課における、盛土に係る現行手続きと規制区域指定後の手続きの関係性等を整理する。なお、収集した資料は GIS に展開できるようにデータ変換等を行うものとし、位置情報を含む情報は原則 GIS データで収集するものとする。

- 1) 都市計画図（1/2500 デジタルマップ：GIS データ）
- 2) 国土地理院地図
- 3) 航空レーザ測量（LP）データ
- 4) 航空写真データ
- 5) 微地形図（CS 立体図など）
- 6) 土砂災害危険箇所図（GIS データ）
- 7) 土砂災害警戒区域図（GIS データ）
- 8) 砂防指定地（GIS データ）
- 9) 急傾斜地崩落危険区域（GIS データ）
- 10) 地すべり防止区域（GIS データ）
- 11) 山地災害危険地区図（GIS データ）
- 12) 大規模盛土造成地緊急点検に係る資料
- 13) 大規模盛土造成地マップ
- 14) 過去の開発行為に係る資料
- 15) 過去の災害（堰き止め、湛水・氾濫、土砂・洪水氾濫）に係る資料
- 16) 沖縄県土地利用現況図（GIS データ）
- 17) 沖縄県土地利用規制現況図（GIS データ）
- 18) その他必要なデータ（衛星画像等）

### (3)規制区域の候補となる区域の抽出

国が発出した「基礎調査実施要領（規制区域指定編）」、「基礎調査実施要領（規制区域指定編）の解説（令和5年5月国土交通省）」及び「基本方針（令和5年5月農林水産省・国土交通省）」の他、参考資料等の内容を踏まえ、関係市町村の実情を考慮し、規制区域の候補となる区域として次のとおり抽出する。

なお、これらの区域の抽出に際しては、地形地物（道路や河川等の公共施設、筆界、等高線等）等で囲まれた土地の区域を、盛土規制法に係る各種法令及び規則等に基づく各種指定区域や、下記（4）の業務も考慮した上で設定する。

#### 1）宅地造成等工事規制候補区域の設定

##### イ 市街地等区域の抽出

###### ①市街地・集落等の抽出

盛土等に伴う災害から人命を守るために保全する必要がある対象として、市街地・集落等を抽出する。これらの区域の抽出に当たっては、都市計画法に基づく都市計画区域及び準都市計画区域のほか、地域の総合計画、開発計画等が策定されている区域などの既存の区域や、既存の土地利用情報等を活用する。

###### ②市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域の抽出

①で抽出した区域に隣接・近接する土地の区域を抽出する。区域の抽出に当たっては、当該区域における盛土等が崩落した場合に隣接・近接する市街地・集落等の保全対象に危害を及ぼすおそれのある区域について、地形等を踏まえて抽出する。

##### ロ 盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域の除外

イで抽出した区域のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除外する。区域の除外に当たっては、盛土等が行われている状況や、今後の盛土等が行われる可能性、盛土等に伴う災害の発生状況等を踏まえて判断する。具体的には、土砂を運搬できる道路や建設工事等により土砂が発生する場所から相当程度離れていること等により土砂が持ち込まれる可能性がないエリアなどが想定される。なお、調査時点では、蓋然性がないと判断されるエリアであっても、その後、状況が変わることがありうるため、区域の抽出に当たっては、将来の状況の変化も見込みつつ、慎重に判断する必要がある。

##### ハ 宅地造成等工事規制区域の候補区域の設定

イ及びロで抽出した区域をもとに、宅地造成等工事規制区域の候補区域を設定する。区域の設定に当たっては、尾根、傾斜変換点等の地形的条件のほか、河川、水路、道路、鉄道、同一の字等により規制区域界が明瞭に判断できる諸条件を勘案して境界を設定する。また、特定盛土等規制区域の候補区域との比較を行い、宅地造成等工事規制区域に含むべきエリアが適切に設定されているか確認し、必要に応じて候補区域の修正を行う。

## 2)特定盛土等規制候補区域の設定

イ 盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域の抽出

①盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域の抽出

市街地・集落等のほか、市街地・集落等以外の保全対象の存する土地の区域に対して、勾配2度以上で流入する溪流等の上流域（盛土等の崩落により流出した土砂が、地形状況により保全対象に危害を及ぼさないと認められる区域を除く。）を抽出する。

②盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域（市街地・集落等を除く。）に土砂の流出が想定される区域の抽出

市街地・集落等以外の保全対象の存する土地の区域に隣接・近接する土地の区域を抽出する。区域の抽出に当たっては、当該区域における盛土等が崩落した場合に隣接・近接する市街地・集落等以外の保全対象に危害を及ぼすおそれのある区域について、地形等を踏まえて抽出する。

③その他の区域の抽出

①及び②で抽出した区域の他、土砂災害発生の危険性を有する区域、過去に大災害が発生した区域等を抽出する。

ロ 盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域の除外

イで抽出した区域のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除外する。区域の除外に当たっては、盛土等が行われている状況や、今後の盛土等が行われる可能性、盛土等に伴う災害の発生状況等を踏まえて判断する。具体的には、土砂を運搬できる道路や建設工事等により土砂が発生する場所から相当程度離れていること等により土砂が持ち込まれる可能性がないエリアなどが想定される。なお、調査時点では、蓋然性がないと判断されるエリアであっても、その後、状況が変わることがありうるため、区域の抽出に当たっては、将来の状況の変化も見込みつつ、慎重に判断する必要がある。

ハ 特定盛土等規制区域の候補区域の設定

イ及びロで抽出した区域をもとに、特定盛土等規制区域の候補区域を設定する。区域の設定に当たっては、宅地造成等工事規制区域と重複する区域を除外するとともに、尾根、傾斜変換点等の地形的条件のほか、河川、水路、道路、鉄道、同一の字等により規制区域界が明瞭に判断できる諸条件を勘案して境界を設定する。また、宅地造成等工事規制区域の候補区域との比較を行い、特定盛土等規制区域に含むべきエリアが適切に設定されているか確認し、必要に応じて候補区域の修正を行う。

#### (4)現地調査及び現地調査支援

抽出した各規制区域の候補区域の境界の確認等、必要に応じて現地調査を行う。

また、発注者が、必要に応じて実施する抽出した各規制区域の候補となる区域における境界の確認等の現地調査を支援する。なお、本業務における現地調査は沖縄本島内1ヵ所程度を想定している。

#### (5)規制区域の候補となる区域図等の作成

(3) 及び(4)の業務を踏まえ、総合的な評価を行い、規制区域の候補となる区域図の作成を行う。当該区域図については、沖縄県地図情報システムに搭載できるよう整理するとともに、規制区域指定に向けた課題や今後の対応案を検討し、本業務の内容及び結果と併せて、分かりやすくまとめた資料を作成する。これらの資料は規制区域指定に向けた市町村説明、地域説明でも活用できるよう整理する。また、作成した資料については、本県に精通する大学教授等の有識者から意見を聴取することを想定している。

#### (6)関係市町村等への意見照会

調査に当たり、必要に応じて甲が関係市町長等へ意見照会するために必要となる資料を作成するとともに、市町長等の意見に応じて、各規制区域の候補区域の修正を行う。

#### (7)総合検討・報告書作成

規制区域の候補区域の抽出、現地調査、関係市町村長等への意見照会に基づいて、総合的な評価を行い、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の候補区域の最終案の作成を行う。また、規制区域指定に向けた課題や今後の対応案を検討し、本業務の内容及び結果と併せて、分かりやすくとりまとめた報告書を作成する。なお、市民向け周知啓発資料や条例による規制案等の参考資料も合わせて作成するものとする。

#### (8)打合せ協議

本業務の円滑な遂行を図るため、少なくとも①業務着手時、②中間打合せ時（3回）、③業務完了時の5回行うものとする。

また、打合せを行う場合においては、管理技術者が参加（WEBも可）するものとする。

なお、受注者は業務計画書及び関係資料を基に発注者と綿密な協議を行い、作業実施の方針並びに工程を明確にするとともに、作業実施中においても必要に応じ十分な打合せを行い、適宜、資料の提供を行うものとする。

### 第11条 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

(1) 報告書（紙、ドッジファイル形式）2部

(2) 報告書原稿データファイル（MicrosoftOffice（docx形式を基本））一式

- (3) 規制区域の候補となる区域図 A3 版（縮尺 1/30,000 程度、市町村毎）一式
- (4) GIS データ（Shape ファイル形式：システム※搭載形式）一式
- (5) 業務に係る収集データ等のデータファイル一式
- (6) その他、発注者が指示するもの

電子媒体については、電子納品要領に基づいて作成した電子データを電子媒体 HDD 等により提出するものとする。要領等で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、要領の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）」等を参考とするものとする。

### 第3章 その他

#### 第12条 成果品の帰属

成果品の所有権はすべて発注者のものとし、発注者の承認を得ずして、公表、貸与、使用してはならない。

#### 第13条 疑義

本業務において疑義を生じた場合は、速やかに協議しなければならない。

また、数量変更や設計内容等の変更が生じた場合は、設計変更について協議を行うこと。

#### 第14条 設計根拠の明示

本業務に用いる考え方、設計手法、設計基準等についてはその根拠を明確にするとともに、使用した文献についても報告書に明記する。

#### 第15条 旅費

本業務における旅費は、業務体制を踏まえ協議の上決定する。

#### 第16条 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。